



## その1 災害補償課

4月から消防団員等の公務災害補償事務を担当しておりますが、この度、当市において公務災害が発生いたしましたので、貴基金への請求方法について教えてください。



当基金への公務災害補償に係る請求手続は、一般的な事案については、次の手順により行うこととなっています。

① 市町村等は消防基金に損害補償費の請求を行う。あわせて、被災者が消防（水防）団員で、福祉事業の適用がある場合は、福祉事業費の請求書を消防基金に提出する。

② 消防基金は請求額を算定し、損害補償費については市町村の公金口座に、福祉事業費については、消防（水防）団員が指定した口座に支給する。

具体的な手順については、以下のとおりです。

### 1 市町村等から消防基金への請求について

請求手続は、被災者が受けた災害の態様によって異なりますが、今回は、一般的な事例の一つである、「消防団員が負傷し、病院で診察を受け、医師の処方せんにより院外の薬局で薬を購入し、さらに療養のために休業した場合」を例としてご説明いたします。

#### (1) 診療費・調剤費等の療養補償費の請求及び提出書類の作成について

健康保険等における医療給付は、保険の適用される医療の範囲があらかじめ定められていますが、これに対して、市町村等の条例に基づく療養補償は医学上又は社会通念上必要かつ相当と認められる範囲内で療養の給付を行うものとされており、例えば、健康保険等における医療費は診療報酬点数と診療単価（1点10円）によって算定されますが、療養補償における医療はこれら保険の適用がない自由診療となりますので、一定の診療単価が定められてはおりません。したがって、病院からそれより高い診療単価で医療費の請求があれば市町村等はこれにより療養補償を行わなければならないことになります。

ところで、消防基金では、療養に要する費用の算定について、労働者災害補償保険制度におけ

る療養補償の算定基準（以下、「労災基準」という。）の例により、「療養費用算定基準細目」を定め、これにより算定した額を支払っておりますので、消防基金の支払額が病院からの請求額に満たないときには、その差額を市町村等が負担し、病院に支払うこととなります。

このような負担を市町村等が避けるためには、病院に対して、消防基金の算定基準が労災基準の例によっていることを説明し、当該算定基準内で請求されるよう理解を求めする必要があります。

また、本事例の場合、当基金へ請求をする際には、病院に「診療費請求明細書（病院・診療所用）」（1号紙）を、薬局に「調剤費請求明細書（薬局用）」（3号紙）を作成してもらってください。手書きの記入に代えて電算出力によるレセプトを添付していただいてもかまいません。

## (2) 休業補償費等の請求事務及び提出書類の作成について

休業補償費については、

- ① 公務上の傷病のために療養していること
- ② その療養のため勤務その他の業務に従事することができないこと
- ③ 勤務その他の業務に従事しないことにより、給与その他の業務上の収入を得ることができないこと

の3つの要件をすべて満たしているときに支給されますので、ご請求の前に、全ての要件を満たしているかご確認ください。例えば、有給休暇を使用している場合については、③の要件を満たさないことから、休業補償費は支給されませんので、ご注意ください。

なお、本事例の場合、当基金へ請求する際には、病院に「休業補償費内訳書」（別記様式第5号）の「医師等の証明」欄に必要事項を記載していただくとともに、被災者が勤務者である場合には同内訳書の「請求日数等」欄に使用主の証明をいただき、同内訳書の「休業補償費の算式」については、市町村等において、補償基礎額をご確認の上、記載してください。（計算方法及び補償基礎額の算出については、既に配布しております「消防団員等公務災害補償等実務の手引き 平成21年度」（以下、「手引き」という。）をご参照ください。）

また、本事例の場合、被災者は消防団員であるので、福祉事業費として休業援護金が休業補償費と同日分支給されますので、休業援護金請求書（別記基金様式第10号）を提出していただく必要があります。被災者に本人の口座、住所等の必要事項を記入してもらうなどして、同書類を作成してください。

## (3) その他の提出書類について

これらの書類が整備できましたら、市町村等において「損害補償費支払請求書」（別記様式第1号）、「療養補償費内訳書」（別記様式第4号）、「事故状況等証明書」（別記様式第3号）を作成し、(1)及び(2)で作成した書類とまとめて、当基金に提出してください。

## 2 消防基金から市町村等への支払について

消防基金は、市町村等から損害補償費・福祉事業費の請求書類を受理した後、速やかに算定を行

い、損害補償費を市町村等の公金口座に、福祉事業費を被災団員が指定した口座に支給します。

以上、一般的な事例に係る請求手続の概要を解説しましたが、円滑な公務災害補償事務のために、ご請求の前に、「手引き」を是非ご一読いただき、必要事項をご確認ください。

なお、請求書等の必要書類につきましては、既に配布しております「2008消防基金CD-ROM」に収録しておりますので、そちらをご利用ください。

